

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産、役務等の特殊性等 各医療機関から請求される診療報酬の内容を随時審査し、適正な診療報酬の額を決定したうえで、各医療機関に支払いを行う事務。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 診療報酬の審査及び支払事務は、社会保険診療報酬支払基金岐阜支部及び岐阜県国民健康保険団体連合会のみが行っている。 (なお、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年8月2日厚生省令第36号）」等により、審査及び支払事務を各審査支払機関に委託することとされている。) このことから、本契約の相手方は、社会保険診療報酬支払基金岐阜支部及び岐阜県国民健康保険団体連合会以外にはない。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。